

(案)

# 滑川都市計画区域マスタープラン

(滑川都市計画 整備、開発及び保全の方針)

令和●年●月

富 山 県



# 滑川都市計画 整備、開発及び保全の方針



# 目 次

## 第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

1	富山県の都市計画の目標	1
1)	現状と課題	1
2)	都市計画の基本理念	7
3)	目標年次	10
2	都市計画の見直しの方針	11
1)	都市計画の見直しの基本的な考え方	11
3	広域調整の方針	12
1)	広域調整の基本的な考え方	12
2)	広域調整の実施方針	12

## 第2章 滑川都市計画区域

1	都市計画の目標	13
1)	都市づくりの基本理念	13
2)	地域毎の市街地像	14
3)	目標年次	15
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	16
1)	区域区分の決定の有無	16
3	主要な都市計画の決定の方針	17
1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	17
2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	20
2-1)	交通施設の都市計画の決定の方針	20
2-2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	21
2-3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	21
3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	23
4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	24



## 第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

### 1 富山県の都市計画の目標

#### 1) 現状と課題

##### ① 地勢

富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積約 4,248km<sup>2</sup>で、国土の総面積の約 1% を占めている。

蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。

##### ② 人口と都市構造

本県の人口は平成 10（1998）年をピークに減少しており、令和 2（2020）年 10 月には 103 万 4,814 人（国勢調査）となっている。国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、令和 27（2045）年には約 82 万人になることが見込まれている。特に、市街地中心部の人口が大きく減少すると推計されている。

本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65 歳以上の人口割合は 32.6%（R2 国勢調査、全国 28.6%）となっている。国の人口推計によれば、本県では、令和 7（2025）年には、3 人に 1 人以上が高齢者という状況を迎えること見込まれている。

本県の合計特殊出生率は、平成 18（2006）年には過去最低の 1.34 となったが、その後子育て支援施策の拡充などにより、令和 3（2021）年には 1.42 と全国平均（1.30）を上回っている。

また、持ち家比率が 76.6%（R2 国勢調査、全国 61.4%）で全国 2 位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外で人口や世帯が増加した結果、本県の人口集中地区の人口密度は 38.8 人/ha（H27 国勢調査、全国平均 67.9 人/ha）で全国 45 位となるなど、広く薄い市街地が形成され、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。

更に、まちなかの空洞化や県内各地で空き家・空き地が増加しているほか、開発から長期間経過した郊外住宅団地においても、居住者の高齢化が進み、住民の転出に伴う空き家等の発生が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。

今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。

##### ③ 産業

###### a 商業

商業については、本県の年間商品販売額及び事業所数、従業者数とも減少傾向

となっている。また、大型店の進出や増床の影響等により、1事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少し、幹線道路のロードサイドにおいても減少に転じているが、ロードサイドの占める割合は増加傾向にある。

大型店は幹線道路沿道に多く立地しているため、県民の買物による移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が課題となっている。

これらの大型店の影響やインターネット販売の普及等の影響もあり、中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。

## b 工業

工業については、本県の従業者数、製造品出荷額はリーマンショック（平成 20（2008）年）や東日本大震災（平成 23（2011）年）等の影響により減少したものの、平成 25（2013）年以降は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。

本県の産業構造は、全国と比べて生産額、就業人口とも第2次産業の割合が高く、医薬品などの化学、アルミなどの金属、機械、電子部品を中心に日本海側屈指の工業集積を形成しており、医薬品産業の生産金額は平成 27（2015）年、平成 28（2016）年に全国第1位となっている。

今後、北陸新幹線の全線開業や日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進、比較的自然災害が少ない本県の特徴を活かした企業誘致等が求められている。

## c 農林水産業

農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。また、農業就業人口の65歳以上割合が75%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等において、拡散的な転用が行われている。引き続き、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努める必要がある。

林業については、県産材の供給体制の整備により、平成 28（2016）年の県産材の素材生産量が平成 20（2008）年の5万 $\text{m}^3$ の約2倍となる9万7千 $\text{m}^3$ まで



増加しているが、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。

水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は消費者の魚離れが進み、生産額の減少、生産コストの増大などにより、漁業経営は厳しい状況にある。

#### ④ 交通

##### a 地域交通

本県の1世帯あたり自家用車保有台数は1.67台（令和3（2021）年、全国1.04台）と全国2位の高い水準となっている。また、県民の通勤通学の移動の際に用いる交通手段は、自家用車のみの割合が79.5%（令和2（2020）年）と、全国平均の48.2%と比べても自家用車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。

一方、近年、高齢者の運転免許返納者が増加しており、高齢者や学生・生徒など自動車を運転できない人の日常生活を支える公共交通サービスの確保・充実が重要となっている。

減少傾向が続いていた地域公共交通の利用者数は、平成27（2015）年度は北陸新幹線開業等により利用者が増加したものの、5割強の県民が地域公共交通を利用していない状況にある。また、今後の人口減少に伴う利用者数の減少とそれに起因する交通サービスの低下が懸念されている。

このような状況のなか、LRTネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節点の機能充実など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取り組みが行われている。

並行在来線であるあいの風とやま鉄道線については、経営の安定化に向け、利便性の向上やマイレール意識の醸成による利用促進が求められている。

住民に身近な生活圏内での移動を支える「域内交通」については、民営バスや市町村等が運行するコミュニティバスのほか、定期路線バスの運行に適さない地域等では、市町村がデマンド型交通の導入を進めているが、公共交通空白地域が存在し、地域のニーズに対応した公共交通サービスが求められている。

更に、道路は、県民の日常生活を支える重要な社会資本であることから、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、すべての利用者にとって安全で快適な道路ネットワークを形成する必要がある。

##### b 広域交通、物流基盤

北陸新幹線を活かした観光振興、交流人口の拡大、まちづくり、産業振興などの施策を積極的に展開するとともに、本県の玄関口である新幹線駅（富山駅、新高岡駅及び黒部宇奈月温泉駅）では、魅力があふれる駅周辺の整備やアクセシビリティ向上のための道路整備が求められている。

また、新幹線利用者の利便性向上のため、各地への移動手段として、あいの風とやま鉄道線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。

高速道路では追加インターチェンジ（スマートインターチェンジ等）の設置により、利便性向上が図られてきているが、東海北陸自動車道の早期全線4車線化や能越自動車道の早期全線開通など、引き続き県内の広域的な道路ネットワークの整備や高速道路の利便性の向上が求められている。

富山空港では、国際便は韓国（ソウル）、中国（大連、上海）、台湾（台北）に就航し、平成30年度まで国際定期便利用者数は増加しており、国際線のさらなる維持拡充を図るため、インバウンド・アウトバウンド双方向の利用促進に取り組むとともに、訪日外国人受け入れ態勢の整備が求められている。（新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国際線4路線は運休中（令和5（2023）年3月現在））

一方、国内定期便は北陸新幹線の開業後、羽田便の利用者数が大幅に減少しており、平成28（2016）年3月より羽田便は1日6便から4便に減便となり、さらに令和3（2021）年10月から3便に減便となった。羽田便の維持・安定化や新規路線の開拓など国内空港ネットワークの充実・強化を図り、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくことが求められている。

日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められており、今後も、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進、クルーズ客船の受入環境の整備などの様々な取り組みにより発展していくことが求められている。

本県は、日本海側の中心に位置し、東は新潟・長野、西は石川・福井、北は能登、南は岐阜・名古屋、さらには世界をもつなぐ「北陸の十字路口」にある地理的優位性を有していることから、陸・海・空の交通インフラの整備と利活用の促進を図ることが求められている。

## ⑤ 安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年は、集中豪雨や高波、海岸侵食、地すべりなどによる被害の発生や、弥陀ヶ原の火山災害警戒区域の指定、今後30年以内に地震発生確率が高いと評価されている断層帯の存在など、自然災害のリスクに対して「防災・減災」の考え方を基本にハード・ソフト両面からの対策に取り組んでいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備、公共土木施設や公共建築物等の長寿命化、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。

近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、「流域治水」の考え方を踏まえた河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取り組みにより、水災害に強いまちづくりに取り組む必要がある。また、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波、火災による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

## ⑥ 自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の 3,000m 級の山岳地帯から水深 1,000m を超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取り組みが県内各地で取り組まれているほか、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取り組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。

## ⑦ 環境・エネルギー

地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、パリ協定の基準年となる平成 25（2013）年度と比較すると、令和元（2019）年度は 18.0% の減少となっているが、令和 3（2021）年に閣議決定した地球温暖化対策計画を踏まえ、我が国は令和 12（2030）年度において温室効果ガス排出量を 46% 削減（平成 25（2013）年比）することを目標に掲げており、更なる削減が必要である。

また、持続可能な開発目標（SDGs）においても地球温暖化に起因する気候変動への影響に対する目標が定められており、今後は、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図るため、本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーのさらなる導入や新たなエネルギーの利活用など個別具体的な対策のほか、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する脱炭素社会への取り組みが求められている。

## ⑧ 地方分権、広域調整

本県の市町村数は、平成 16（2004）年から平成 18（2006）年にかけての平成の大合併により、全国で最少の 15 市町村（10 市 4 町 1 村）となっている。

地方分権については、地方分権一括法により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。

一方、市町村が決定主体である都市計画においても、車社会や道路整備の進展等

に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生することが懸念されている。

このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。

更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討する必要がある。

## 2) 都市計画の基本理念

本県の現状と課題を踏まえ、県民、企業、地域の団体、市町村など様々な主体との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念（目標）を次のように掲げる。

～みんなで創ろう！人が輝く こしくに高志の国～

- 快適で活力あるコンパクトな都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

### ○ 快適で活力あるコンパクトな都市づくり

本格的な人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造から公共交通を軸とした集約型の都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）へと転換を図るため、市街地の拡散を抑制しながら、それぞれの都市の特性に応じて、まちなかや公共交通沿線への居住の推進、中心市街地等への商業、業務、文化、福祉などの多様な都市機能の集積やにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、地域内の交通ネットワークの充実と広域的な観点からの都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、目標11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、目標13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

#### <都市づくりの基本的方向>

- ・ 区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度や各種誘導施策の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集積・再配置の促進
- ・ 市街地再開発や公的不動産の活用等による、まちなか居住や居住誘導区域への立地促進、及び商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地や都市機能誘導区域への立地促進
- ・ 小規模で柔軟な区画整理やリノベーション・エリアマネジメント等による、空き家・空き地に起因する「都市のスポンジ化」対策の推進
- ・ 中心市街地の活性化と、「居心地がよく歩きたくなる」ウォークブルなまちづくりの推進
- ・ インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導
- ・ 鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進

- ・まちづくりと一体となった駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのある市街地形成の推進
- ・歩行空間や自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化など、安全で回遊性を高める道路空間の整備充実
- ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる脱炭素に資する都市づくりの推進

## ○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

### <都市づくりの基本的方向>

- ・豊かな自然環境の保全、都市公園の魅力向上及び利用促進や、景観創出機能等の都市農地の多様な機能にも留意した環境整備など、都市と緑が調和したうるおいある都市づくりの推進
- ・富山の自然や風土と、開かれた文化的環境を最適に組み合わせることで、県民にとっても、これから富山に来る人にとっても、居心地がよく、幸福になれる個性的なまちづくりの推進
- ・行政が県民や地元資本を巻き込み、対話しながら作り上げる、ボトムアップな官民連携による富山らしい個性的なまちづくりの推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいまちづくりの推進
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進
- ・IoT やビッグデータ等の先端技術を活用し、都市の課題等を解決するスマートシティの推進
- ・SDGs や ESG を背景とした公共性・社会性が高い事業を行う民間事業者の支援

## ○ 安全で安心して暮らせる都市づくり

近年、全国で頻発する地震、火山、集中豪雨等による水害、土砂災害等の災害から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画や富山県国土強

靱化地域計画等と連携しながら、防災・減災のための体制づくりや災害に強いまちづくりの推進など、土地利用も含めたハード・ソフト両面からの一体的な取組みとともに、公共施設等の長寿命化及び計画的・効率的な維持管理などにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、目標11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

#### <都市づくりの基本的方向>

- ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- ・災害リスクの高い区域における市街化や新規立地の抑制、同区域からの移転の促進や市街化調整区域への編入など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や雨水の貯留浸透施設の整備、立地適正化計画における防災指針の策定、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善、空き家等の発生防止や利活用、適正管理の促進など、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減を目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進
- ・被災後の迅速な復旧・復興を実現するための復興事前準備の推進

### ○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり

人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格道路、空港、港湾などの広域的な交通・物流ネットワークの更なる整備充実を図るとともに、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、目標9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

#### <都市づくりの基本的方向>

- ・高規格幹線道路等の整備促進、日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港の機能充実など、広域交通網の整備充実と有効活用
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上
- ・市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備の推進

### 3) 目標年次

本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23（2041）年とする。



## 2 都市計画の見直しの方針

### 1) 都市計画の見直しの基本的な考え方

都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。

特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。

### 3 広域調整の方針

#### 1) 広域調整の基本的な考え方

市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行う等の広域調整を実施する。

#### 2) 広域調整の実施方針

##### ① 対象とする都市計画

- ・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更
- ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画

##### ② 対象とする市町村

- ・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる市町村

##### ③ 広域調整の視点

- ・県の策定するまちづくりに関する計画との整合性
- ・関係市町村のまちづくりへの影響
- ・当該市町村の策定するまちづくりに関する計画における位置づけ
- ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響

## 第2章 滑川都市計画区域

### 1 都市計画の目標

#### 1) 都市づくりの基本理念

##### ① 現況と課題

本区域は富山県の北東部に位置し、滑川市の大部分を占める平野部からなり、剣岳に源流を持つ早月川により形成された扇状地に広がる区域である。

人口は平成17年以降、減少傾向にあり、今後さらなる人口減少及び少子高齢化の進行が懸念される。

土地利用については、既成市街地においては空洞化が進行し、まちの活力の低下、魅力の喪失が顕著になっており、市民が心豊かに住み続けたいと思えるように、まちの魅力と活力の向上が課題となっている。

交通基盤については、一般国道8号の整備などにより、都市間の連携は強化されたが、市街地において狭隘な路線が残っており、今後は、都市の骨格となる幹線・補助幹線道路の整備など都市内の交通の円滑化に資する道路網の構築が課題となっている。

産業については、古くから家庭配置薬の生産地として栄え、薬業の伝統は、現在、最新の設備を導入した医薬品製造業へと受け継がれている。近年の製造品出荷額等は増加傾向にあり、薬業のさらなる振興を図るとともに、新分野においても企業誘致を図るなどの産業振興策が課題となっている。

##### ② 都市計画の基本理念

地域資源を活かした魅力あるまちづくりを実現するため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。

～ひと・まち・産業が元気なまち 滑川～

- 環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり
- 安全安心で暮らしやすい集約型の都市づくり
- 活力ある産業を支える都市づくり

##### ○ 環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり

環境に配慮しながら、拠点となる大型の公園や、地域の個性を活かしたレクリエーション施設などの整備充実を努め、貴重な自然環境を活かしたうるおいある都市を目指す。

##### ○ 安全安心で暮らしやすい集約型の都市づくり

適正な土地利用の規制・誘導や既存ストックの有効活用によって、計画的で秩序ある集約型のまちづくりを進めるとともに、個性的で魅力ある居住空間の形成、

居住形態の多様化への対応を図ることにより、暮らしやすい居住環境を整備実現する。

○ 活力ある産業を支える都市づくり

農林水産業、工業、商業、薬業などの多様な産業の調和と発展に向けて、適正な土地利用や道路の整備を促進するなど、活力ある産業を支える都市基盤づくりを進める。

## 2) 地域毎の市街地像

本区域は、滑川地区、東部地区（浜加積、早月加積、北加積）、西部地区（中加積、西加積）、南部地区（東加積、山加積）の4つに区分できる。各地区の将来像は以下のとおりである。

### ① 滑川地区

本地区は、都市の中心となる地域で、公共公益施設等が集積している。今後とも、都市の活力を高めるため、駅を中心とした土地の有効活用やネットワーク形成を図るほか、中心地として、オフィス・業務拠点を充実させるとともに、ふれあい空間やコミュニティ空間の整備を推進し、賑わいの再生と魅力の向上に努める。

また、まちなかの利便性や地区の特性を活かした魅力的な市街地の形成、地震や津波、浸水等に備えた安全で安心して暮らせる災害に強いまちを形成する。

### ② 東部地区

本地区は一部に用途地域を含んでいるものの、大半は農業集落となっている。早月川をはじめとした豊かな水資源が育む田園環境の保全に配慮し、快適な集落環境の維持や新たな住宅の立地促進、交流活動機能の強化、産業拠点の形成を図る。

また、地区内にある滑川海浜公園の整備を推進し、自然環境や景観の魅力を堪能できるエリアとして、既存の観光施設などとの相乗効果により地域活性化を図る。

### ③ 西部地区

本地区は、農地から宅地へと転換が進み、住宅立地が盛んであることから、公共交通の利便性を活かした健全で快適な居住環境の形成を目指し、道路や下水道などの都市基盤の整備を推進する。

また、地区内には、農地も比較的残されていることから、周辺の田園や集落環境に配慮した土地利用の規制・誘導や開発整備に努める。

### ④ 南部地区

本地区は、丘陵や農地、農村集落によって構成されており、希少な自然資源と優

れた里山環境を有する菟輪地区や東福寺野地区の豊かな自然環境の保全・創出、周辺環境に配慮した土地利用の規制・誘導に努める。

また、里地、里山の多様な自然環境を活かしたレジャー・レクリエーションゾーンの形成、市内外からのアクセス性向上を目指す。

### 3) 目標年次

本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23（2041）年とする。

都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を令和 13（2031）年とする。

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域の人口は、平成 27（2015）年現在 32,660 人で減少傾向にあり、今後この傾向が続くものと予想されている。

これまで、用途地域内への人口誘導が課題となっていたが、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組んできた結果、用途地域内の人口は近年増加している。

また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。

このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

あいの風とやま鉄道線滑川駅と富山地方鉄道本線中滑川駅周辺を核として形成されてきたまとまりのある市街地に都市機能を集約するとともに、富山地方鉄道本線の駅周辺や小学校・幼稚園・保育園等の周辺で都市基盤整備が進められる特定の地域において、公共交通の利便性を確保した新たな住環境を創出した集約型のまちづくりを推進する。

##### a 商業地

公共交通の利便性の高い、滑川駅と中滑川駅周辺、両駅周辺を結ぶ商業地については、商業・業務・行政・医療などの都市機能が集積する賑わいの拠点性を高め、周辺住民が生活利便性を享受できる地区の形成を図る。

県道富山滑川魚津線沿道の商業施設の集積地については、歩行空間の維持管理などによる良好な沿道空間の確保を図るとともに、景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導により魅力ある商業地の形成を図る。

##### b 工業地

本区域では、工場団地の造成などにより企業誘致に取り組んできた結果、区域内には6つの工業団地が形成されているほか、まちなかには中小の工場が点在している。

北陸自動車道滑川インターチェンジ周辺については、周辺の田園や集落環境への十分な配慮を促しながら、既存の工業団地の周辺部などにおいて、新たな産業施設の立地の受け皿となる用地の整備を推進する。

##### c 住宅地

本区域では、既成市街地の周辺部において比較的大きな住宅団地が形成されていることから、農林漁業と調和を図りながら、計画的な市街地整備に努めることとする。一方、中心市街地の商業地周辺や幹線道路沿道商業地の背後の住宅地においては、国が推進する「地方創生事業」などを活用した空き家、空き地の有効活用及び店舗創業者の支援、「まちなか居住推進事業」を活用したまちなかへの移住の支援により、市街地の賑わい創出などを図る。

北西部の木造老朽住宅が密集する地域においては、歴史的な街並みに配慮しつつ、生活道路の拡張や防災体制の充実など居住環境の改善を図る。

##### ② 土地利用の方針

##### a 土地の高度利用に関する方針

滑川駅と中滑川駅周辺については、多くの人が集い、交流する場であることが

ら、その立地条件の良さを活かして、行政、商業、業務などの都市機能を集積し、土地の高度利用を図る。

#### **b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

本区域の中心地域である滑川地区において、中心市街地の活力が低下しつつある。このため市の顔となる滑川駅と中滑川駅周辺において、行政、商業、業務などの都市機能に加え、観光、文化などを複合的に組み合わせることにより求心性の高い都市拠点を整備する。

また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。

#### **c 居住環境の改善又は維持に関する方針**

本区域の比較的密集した住宅地においては、防災性の確保を図るため、都市基盤の整備により、誰もが安心して快適に暮らせる居住環境の形成を図る。

また、沿岸部の住宅地においては、富山湾特有の寄り回り波から市民の生命、財産などを守るため、離岸堤や景観に配慮した階段式護岸などの整備により、海岸浸食の防止に努め、居住環境の改善を図る。

#### **d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

区域内には、行田公園や海岸部の海浜植生、早月川、上市川などの河川緑地、段丘斜面緑地など一定規模のまとまりのある緑の空間が存在するほか、市街地内には、公園や広場などの緑の拠点が点在している。

これらの豊かな緑は、都市にうるおいを与え、都市の風格を高めるなど、良好な景観形成に寄与しているほか、環境保全や防災機能、住民のレクリエーションの場としての機能も有することから、今後ともこれらの緑の管理・保全に努める。

#### **e 優良な農地との健全な調和に関する方針**

集落を囲む優良な農地は、農業の生産の場であるだけでなく、背後の丘陵の緑や北アルプスと一体となって本区域の農村景観を構成していることから、その保全に努める。

また、無秩序な市街化を抑制し、都市的土地利用と優良農地との調和がとれた都市形成を図る。

#### **f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

本区域には上流域に急峻な山岳地を有する早月川をはじめとして、大小の河川が多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、小森地区周辺には土石流危険渓流・地すべり危険箇所があり、本江・小森及び下大浦集落近郊には急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては、災害



から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については開発の抑制に努める。

また、本区域は中川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保などの取組みにより、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。

#### **g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

本区域南部の東加積、山加積地域は、その多くが丘陵地からなる豊かな自然に恵まれた、優れた里山環境を有していることから、その保全に努めるとともに、レクリエーション拠点としても整備・充実を図る。

#### **h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針**

滑川駅と中滑川駅周辺に集積している商業、業務施設や文化施設などを連携することにより、本区域の核となる拠点の形成を図る。また、住宅地については、ゆとりある快適な居住環境の整備を進め、暮らしやすいまちづくりを推進していく。

更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用の規制・誘導を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

本区域では、広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、一般国道 8 号、県道富山立山魚津線、県道富山魚津線が通っており、県道滑川上市線が上市方面と連絡しているほか、県道菟輪滑川インター線が北陸自動車道滑川インターチェンジと市街地とを連絡し、道路網を形成している。

引き続き都市の骨格となる幹線・補助幹線道路を適正に配置するほか、歩道のバリアフリー化など高齢者も安全に通行できる歩行空間の確保や環境負荷の低減、防災機能の向上、街並み景観など多様な視点に基づいた質の高い道路網の構築に努めるものとする。

また、本区域の公共交通機関としては、鉄道、路線バス、コミュニティバスなどがあり、区域内にはあいの風とやま鉄道線滑川駅など 2 駅、富山地方鉄道本線の 8 駅がある。少子高齢化社会においても、地域全体で移動手段を確保できるよう、鉄道・バス・タクシー等の各交通事業者等と連携し、より利用しやすく、持続可能な地域公共交通網の形成を目指す。

#### ② 主要な施設の配置の方針

広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、北陸自動車道、一般国道 8 号、県道富山魚津線などを配置し、隣接市町村との連携強化を図る。

また、県道菟輪滑川インター線及び県道滑川上市線に加え、用途地域西部において都市計画道路加島町下島線などを配置し、利便性の高い道路網の構築を図る。

公共交通については、駅舎や駅前広場のバリアフリー化など、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスやコミュニティバスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。

#### ③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名称
道路	4・9・2 菟原辰野線

## 2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### a 下水道

快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。

雨水については、速やかな排除を図り、浸水被害の防止に努める。

#### b 河川

浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。

老朽化対策として、新たに策定した長寿命化計画に基づき、浄化センター及び各中継ポンプ場の改築更新を実施するとともに、浄化センターなどの重要な施設については地震等に対する災害への対策を図る。

#### b 河川

各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、早月川や上市川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

### ③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種 別	名 称
公共下水道	滑川公共下水道

## 2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な

生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

滑川駅周辺等においては、土地区画整理事業が進み、整然とした街並みが形成されている一方で、海岸沿いの旧北陸道の狭隘な道路に連なる住宅地は、木造住宅が密集していることから、その改善が求められており、狭隘道路の解消や消防水利の充実等に努め、安全で快適な市街地形成を図る。

滑川駅南地区においては、地区計画により「市の顔」となりうる都市空間の整備を図る。

#### ② 市街地整備の目標

優先的におおむね10年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。

地区名	事業
田中新町	中滑川駅前エリア整備事業

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域には、滑川海岸、早月川、上市川の清らかな水辺や、南部丘陵地域の緑地帯と里山自然環境、行田公園などの緑や水とのふれあい空間など、豊かで多様な自然環境が展開されている。

このうち、滑川海岸を海辺環境軸、早月川、上市川を川辺環境軸として位置づけ、これらの環境の保全・活用を図る。また、南部の東福寺野などの山麓の段丘斜面上の緑地についても、山辺環境軸として位置づけ環境保全を図る。

更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の拡充を推進する。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

###### a 環境保全システムの配置の方針

早月川、上市川などの主要な河川や、南部に位置する東福寺野地区などの段丘斜面については、生態系の保護の観点から自然環境の保全を図る。また、市内に点在する社寺林や屋敷林、保存樹などの歴史性のある緑の管理・保全に努める。

###### b レクリエーションシステムの配置の方針

東福寺野自然公園をレジャー・レクリエーションの拠点として、滑川運動公園、滑川市スポーツ・健康の森公園及びフットボールセンター富山をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る。

更に、これらの拠点や、ほたるいかミュージアム、海浜公園などの観光拠点を緑道や遊歩道、サイクリングロードでネットワーク化することにより、緑と健康のみちづくりを形成する。

###### c 防災システムの配置の方針

滑川海岸における防風林や、段丘斜面の緑地は、自然災害に対する緩衝性のある緑地であることから、その保全に努める。

また、市街地内の公園や公共及び民間の施設緑地、道路、河川などは、延焼防止などの緩衝帯や避難地としての機能もあることから整備・保全に努める。

###### d 景観構成システムの配置の方針

滑川海岸、早月川、上市川、段丘斜面などの緑地は、郷土景観の骨格を形成していることから、その保全に努める。

また、行田公園、滑川海浜公園の樹林、加茂神社などの社寺林、田園地域の屋敷林など、市北部の平野部の緑地についても本区域特有の景観であることから、その保全に努める。